

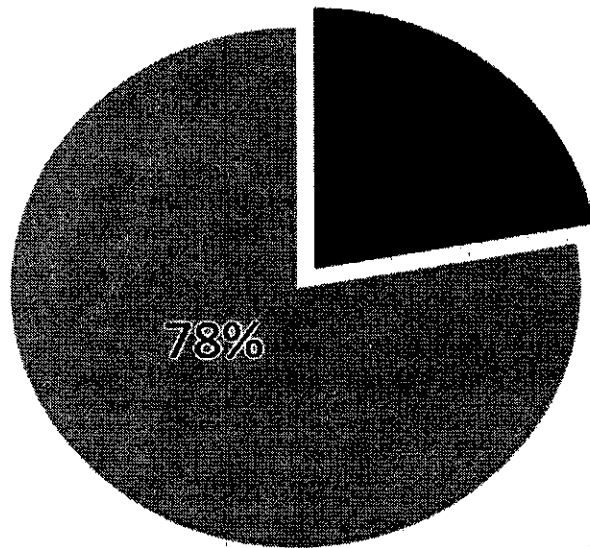
# 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況②

(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画書より集計(H25.10現在))

## 【市町村レベルの連携】 N=1,010

○「放課後子どもプラン」として事業計画を策定しているか

■ 策定している ■ 策定していない

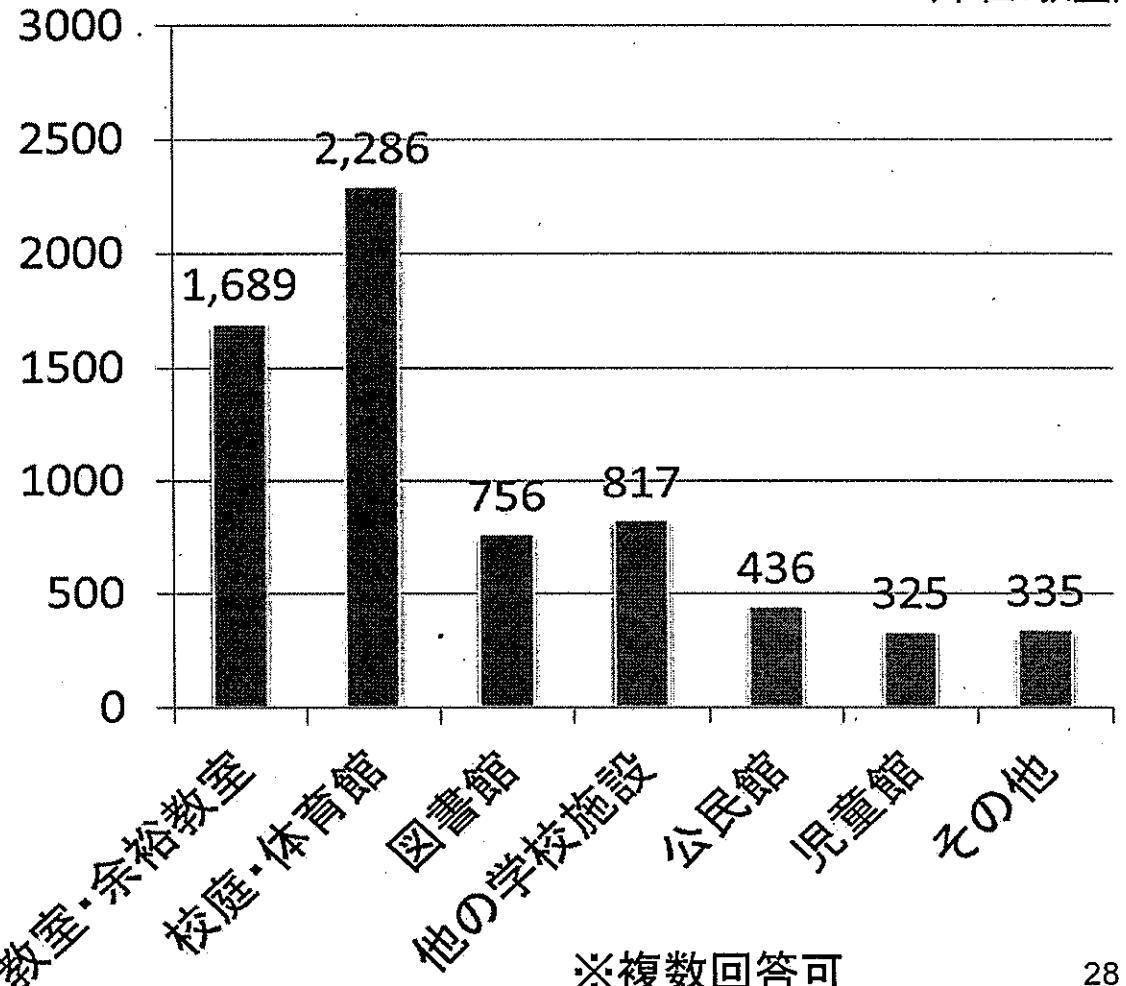


策定している	策定していない
225市町村	785市町村

## 【各教室レベルの連携】 N=10,376

○放課後子供教室と放課後児童クラブとで共有して活動している場所

〈単位:教室〉



# (参考資料) 千葉市「空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書」

## 空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書

市長（以下「甲」という。）と千葉市教育委員会（以下「乙」という。）とは、空き教室及び余裕教室を活用した子どもルームの整備に関し、次のとおり協定を締結する。

### (基本的合意)

第1条 子どもルームの新規整備、増設、移転、一般ルーム化等（以下「整備等」という。）に当たっては、学校教育に支障が生じない限り、第一に空き教室及び余裕教室の活用を基本とする。この場合、原則として学校と子どもルームとの管理区分を物理的に別にすることなく、互いの協力に基づいて、一般ルームとして運営するものとする。

### (教育財産の取扱い)

第2条 子どもルームの整備に当たっての教育財産の取扱いについては、子どもルームとして使用する教室について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 空き教室 財産移管
- (2) 余裕教室 目的外使用

2 空き教室及び余裕教室の定義については、千葉市学校施設有効活用検討委員会が平成9年8月に報告した「余裕教室活用の基本的な考え方」に定めるところによる。

3 空き教室及び余裕教室の区分は、子どもルーム整備の協議をした時点でのものとする。

### (校舎の区分、管理)

第3条 校舎の区分は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校専用エリア（主として学校の児童・教職員等が使用するエリア）
- (2) 子どもルーム専用エリア（主として子どもルーム利用児童・指導員等が使用するエリア）
- (3) 共用エリア（学校の児童・教職員等と子どもルーム利用児童・指導員等とが共用して使用するエリア）

2 施設・設備の維持管理等については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が行うものとする。

3 警備については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、子どもルームだけが開設している場合については、甲が責任を負う。

### (学校既存設備の利用等)

第4条 子どもルームの整備等に当たっては、子どもルーム利用児童・指導員等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校に既存する設備を利用するものとする。

2 子どもルーム利用児童・指導員等が使用する出入口については、子どもルーム専用エリアまたは共用エリアに設置するものとする。

### (事故等に係る責任の範囲)

第5条 子どもルーム専用エリア、共用エリアにかかわらず、子どもルームの開設時間及び児童の登所・降所に要する時間において、子どもルーム利用児童に事故があった場合又は子どもルーム利用児童及び指導員等に起因する事故があった場合は、甲が責任を負う。

### (光熱水費等の負担)

第6条 子どもルーム運営に係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。

### (教室不足により学校教育に支障が生じる場合の対応)

第7条 児童数の増加等により教室不足のおそれが生じ、余裕教室の返還を受けないと学校教育に支障が生じると判断される場合、乙は甲に速やかに通知し、協議するものとする。

2 前項の協議の結果、甲、乙双方が合意した場合には、速やかに移転先を確保し、子どもルームとして使用していた余裕教室を返還するものとする。返還に当たっては甲の責任で原状回復を行うものとする。

### (個別協議)

第8条 前各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例に当たっては個別に協議するものとする。

### (疑義等があった場合の対応)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年3月15日

甲 千葉市長 熊谷 俊

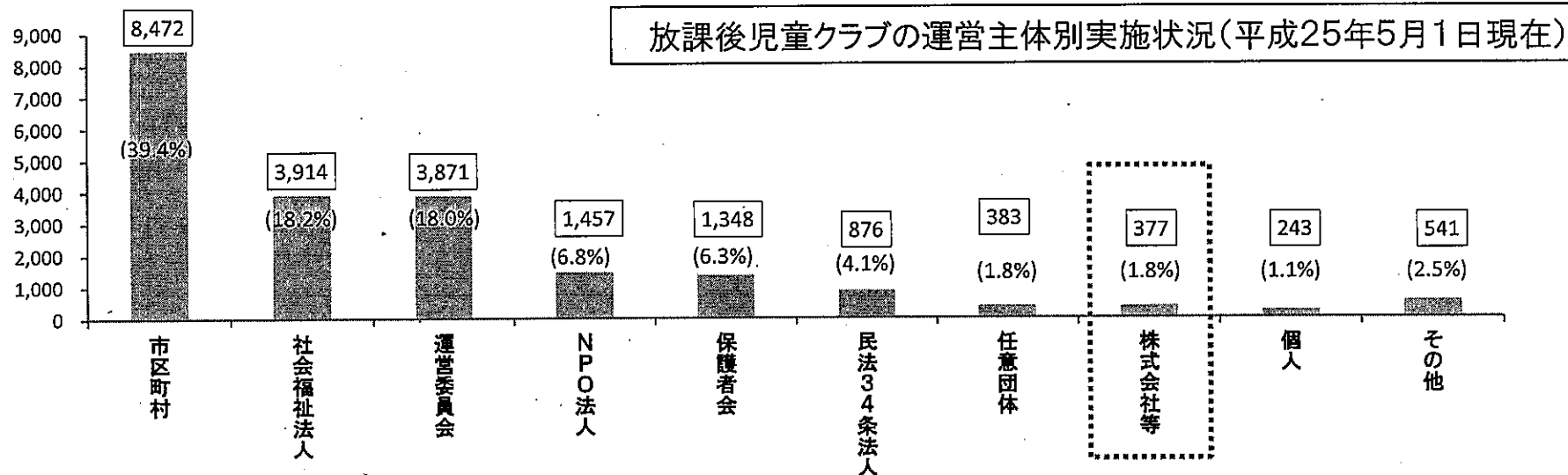


乙 千葉市教育委員会



# 企業が実施する高付加価値型の学童保育について

- 放課後児童クラブは、民間企業を含む多様な運営主体により実施されている。
- 企業が実施する高付加価値型のサービス(英会話、ダンスなど)についても、本来事業に付加する事業として実施することは妨げない。
- 企業参入による事業の提供体制の整備についても、地域の実情に応じて必要。



Q：放課後児童クラブにおける通常の活動内容の一環ではないが、保護者や本人の意向により、通常の活動に加えて塾やピアノ教室等を実施する場合、当該経費について国庫補助の対象として差し支えないか。

A：放課後児童クラブにおける通常の活動内容に加えて、保護者や本人の意向により特別な活動内容（塾、ピアノ教室等）を実施することは差し支えない。

なお、この場合の特別な活動は、利用児童全員を対象とするものではなく、特定の児童を対象とした固有のニーズであることから、当該経費について国庫補助の対象とはならず、実費徴収により対応することが適当。

また、このような特別な活動を同一の建物内で実施する場合には、通常の活動（遊び、宿題など）を行っている児童の妨げにならないよう、特別活動を実施するための専用スペースを確保するとともに、通常の活動を実施している生活スペースと設備（出入り口やトイレ等）を別にするなど配慮すること。

# 企業が実施する高付加価値型の学童保育の事例

## ■事例:ウィルキッズフィールド戸田(戸田市) ※国庫補助を受給しているクラブ

- ・設置主体・運営主体…株式会社 グローイングアップ
- ・利用時間……(平日)放課後～21:00 (土・長期休み)7:30～21:00 ※7:30～8:00、19:00～21:00は延長保育
- ・料金体系……基本料金(月～土 放課後児童クラブ分) 5,500円/月 ※19:00～21:00は延長料金発生
- ・コース内容……【コース内容】①習字(月3回)2,500円/月 ②英語(月4回) 5,500円 ※国庫補助対象外事業  
【提携で行うもの】①ジェクサースイミングスクール(月曜) ※入会金等免除、送迎有り  
②公文(火・金曜) ※送迎有り
- ・その他……コースについては、放課後児童クラブの児童以外の児童が通うことも可能。

### <活動プログラム例>

	月		火		水		木		金		土
放課後～	学童保育		学童保育		学童保育		学童保育		学童保育		学童保育
17時頃～	学童 保育	スイミング	学童保育	公文	学童保育	習字	学童保育	英語	学童保育	公文	学童保育
19～21時	延長保育(希望者のみ)										

## ■事例:学童保育「じゃんぷ」(戸田市) ※国庫補助を受給しているクラブ

- ・設置主体・運営主体…NPO法人 子ども支援ホーム
- ・利用時間……(平日)放課後～20:00 (土曜日)7:30～19:00 (長期休暇期間)7:30～20:00  
※7:30～8:00、19:00～21:00は延長保育
- ・料金体系……基本料金(月～土 放課後児童クラブ分) 5,500円/月 ※19:00～20:00は延長料金発生  
プログラム分 1プログラム無料～5,500円/月(プログラム内容による) ※国庫補助対象外事業
- ・プログラム内容…漢検練習(月曜)、英語(火曜)、脳トレーニング(水曜)、習字(隔週木曜)、ダンス基礎(金曜)  
、国語・算数教室(土曜)、サッカー(日曜)
- ・1日の流れ……(平日)放課後～ 下校・宿題 → 16:00～おやつ・外遊び → 17:00～ 各種プログラム → 20:00 閉所
- ・その他……送迎制度有り(有料)。 プログラムについては、放課後児童クラブの児童以外の児童が通うことも可能。

